



平成 24 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 新 光 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 倉 石 文 夫
コ ー ド 番 号 6967 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 コ ー ポ レ ー ト コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 室 長
清 野 貴 博
Tel (026) 283-1000 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催された取締役会において、来る 6 月 28 日開催予定の第 77 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営体制の一層の強化をはかるため、役付取締役として「副会長」を置くことができるようにするものであります。(第 24 条)
- (2) 社外取締役がその役割を十分に発揮することができるように、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とするための規定を追加するものであります。(第 28 条)
なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第24条（代表取締役および役付取締役） 取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長 1 名を選定する。 取締役会の決議によって会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。	第24条（代表取締役および役付取締役） 取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定し、代表取締役のうちより社長 1 名を選定する。 取締役会の決議によって会長 1 名、 <u>副会長</u> 、副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。
第28条（取締役の責任免除） 当社は会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。	第28条（取締役の責任免除） 当社は会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 <u>当社は会社法第427条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 24 年 6 月 28 日（木曜日）
平成 24 年 6 月 28 日（木曜日）

以 上